

【以善会レポート】特別編⑦
翻刻『松ヶ岡山崎家略譜稿本』
Ⅱ「遺家訓」（上）Ⅱ

第五 山崎家各代々の事績

当山崎家代々の事績に就ては十世代貳百年に亘りて一々枚挙に遑あらず。殊に各世代の当主何れも殖産興業に力を尽し、一意公益を謀るの傍ら救窮済民共存同栄を以て家憲とせし程なれば、其の事蹟の豊富なること知るべからず。今仮りに実例の一二を挙ぐれば、産業に付ては毎年県郡農会の技術者或は地方の篤農家を聘し、自家所有の預ヶ地は悉く青田の巡視をなし、肥料の不足せるものには肥料代金の無利足又は年賦貸を行ひ、或は病虫害発生の際には小作米品評会を開催して賞品贈呈式を行ひ饗応し且つ自家賞与を行ひて多数の小作人を激励するが故に大なる慰安を与ふ。又茶園を自作し技能拔群の茶師を聘して玉露を製造し、広く各方面に贈呈して批評を求め、或は新規の農具を購入して無料使用を許し、或は用悪水路の改善に意を注ぎ、或は水利交通の利便發達を計る為め他人の力を藉らすして之か計画を断行し、或は南西郷村民に対して特別非常の事無き限り消贅せさるの條件を附して巨額の助成金を与へ、或は近郷不慮の災厄に遭遇せし者ある時は応急恤救の方策を講ずる等、常人の為し能はさる奇特の行為少しとせず、為に郷民の尊崇悦服期せずして一致し、招かざるに門前市を為すの情勢なり。

以上の如く当山崎家か累代の当主何れも伝統的に同一の信念を堅持して克く勤に克く儉に、而かも専心公益を図るを以て務とせしこと即ち当家の遺家訓を遵奉したる結果ならずんばあらず。惟ふに該家訓たるや啻に山崎家の一家訓に止まらずして、広く一般の人生訓なること論を俟たず。従て人間処世の一典範たるを疑ふ

の余地なし。

今日皇国の大道実践上下に喧伝せらるゝの秋、当家は百年の昔に於て第四世旭君早く既に是に着眼せられ、万代不易の家訓を制定し置かる。嗚呼偉大なる教訓なるかな。左に其の全文を録し、以下順次各世代の主なる事蹟を摘記せん。因に旭君自筆の原本は書庫に蔵し、代々当主の外他見を許さざるものとす。

遺家訓

家訓上

- 一 主人心掛之事
- 一 婦人心得之事
- 一 夫婦父母につかゆる事并淫祀一切致間敷事
- 一 小兒育方之事
- 一 兄弟心得之事并別家心得之事
- 一 暖簾内心得之事
- 一 衣食住心得之事
- 一 酒色之事に耽り身を亡す事
- 一 并三味線長唄之類其身の禍になる事
- 一 博奕賭之諸勝負決して致間敷事
- 一 学問心得之事

一、御公儀様御法度御條目之趣堅く相守可申事

御法度御條目之儀は庄屋所に留置毎年三度づゝ読聞かせ候得共在来之御定法にのみ相心得御文意如何有之候か得と不相弁候時は不凶心得違も可有之候間今此処に記し置能々読候而御法度向急度相心得堅相守可申事

定

一 励忠孝 公儀御法度之通りに堅く相守事

一 一切支丹宗門猶更入念可相改事

一人買人売停止たり口入之族も同罪之事

一盜賊悪党并三笠附之本人を知らは訴へ出つべし

縦ひ同類たり共其科を可免事

一博奕は勿論総而賭之諸勝負停止之事

一田畑永代売買停止之事

一山林竹木猥りに伐採間敷事

一制禁之場所に於て殺生いたす者有之者可訴出事

一一味徒党之企てすへからず縦ひ理分たり共非儀同前之科たるへ
き事

一神事仏事并祝儀不幸之節も軽く可執行事

一隠田は不及云落地無之様地子屋敷込入念に相改むへく若シ相違
之儀有之候ハ、可訴出候隠し置き踰るニ於ては後日村役人五人
組込同罪たるへき事

一百姓町人に似合わず芸術を習ひ遊興ニ長じ間敷事

一家中之輩は云に不及諸家の武士に対し慮外致間敷事

一諸商売値段近国の並に可準計売計買停止之事

一諸役人江百姓町人より音信停止たり若しまいな致す者あらば
其科に可申付事

附用向にて町在々へ差出役人末々込馳走がましき儀致間敷事

一諸役人非儀を申懸は可訴出然れとも大勢罷出でず一兩人申合可
訴之事

一手負は勿論総而不審なるもの一切宿貸し申間敷事

附諸勧進之輩宿借へからざる事

一諸浪人かくもふへからず親類縁者見捨てがたきわけ有之ニ於て
は役所へ相達可随差凶事

一火の元別而入念町在役人共度々相廻ハリ急度可申付事

右之條々堅く相守可申若シ相背くニ於ては可為曲事者也

卯三月

一慎の儀は御條目に有之候通り無油断相守り可申儀勿論の事に候

然共近来世上一統の風儀につれ年若かの者共侈とも弁まへず品能
着類を好み或者酒食の類価に不構相求め一時の楽みに格別の費へ
を致し終に農業商に怠り相応の身上も持崩し候様に相成候も畢竟
ならわし不宜ぬより事発苦々敷事に候当時 公儀に而も別而侈之
儀被禁候ニ付種々被仰出も有之候へ者全く安穩に夫れ／＼の職分
を致すへきとの御事に候処心得違ひニ而者数代の名跡を失ひ所々
不相成様成行是非なき悪事をもなし御仕置に被行候事不便の至り
ニ候依而年若なる者共へは別而右之次第村役人町役人共より能々
為申聞百姓町人共侈々間敷儀急度相慎み夫れ／＼の家業精出し名
跡不取失様可申聞候以上

亥三月

一 博奕賭の諸勝負御停止の旨前以て度々被仰出一同承知奉畏候以
来盤芸歌かるた双六杯に事寄せ聊の勝負事たり共有之候に於て
は御吟味之上急度御咎め可被仰付候段猶又今度御申渡され妻子
下人共迄承知仕候且又無用にして人出入多く有之候家は隣家五
人組より昼夜に不限踏込み相糺し可申出候此節正月遊ひに擬ひ
酒宴など相催し夜更までも打寄候儀是又若者は猶更酒興之見込
終には勝負事を進め候ものも可有之候に付平日は勿論祝儀等に
ても酒二献三献にて引取深更迄遊ひ申間敷候前文の趣相用ひざ
る人集めいたし候か又者昼夜若きものを寄せ集め致し其上容易
に酒肴調候家も有之候半バ五人組又ハ近所より懇意を不厭遠慮
なく相糺し可申事

一 三笠附兼而御禁制之儀前文被仰渡も有之一統奉承知候儀ニ御座
候近頃色々ニ名附勝負事を企右之句拾ひ杯申者所々へ入込み女
子供迄たぶらかし候風聞有之候たとへ御他領の者たり共右躰之
者見掛け候ハゞ早速可申出候

一 神仏の構杯追々手重に相成候向後饗応ケ間敷儀急度無用ニ可致
候信心にて寄合勤め候儀可然儀ニ候

寛政十三年辛酉正月

右の條々從 御上様被 仰出候儀難有奉存候而堅く相守可申候此
外被仰出之儀数多有之候得共まづ此処に略し置き若し相分ざる儀
も有之候ハ、其時の町役人衆中又は御法度向能相弁まへ候人に聞
受け相慎み可申候

主人心掛之事

一主人たるものは先づ 御上様より被 仰出候御法度向能々相心
得堅く相守家内召使ひの者迄丁寧に申聞能々相弁へさせ可申事
第一也毎朝早々起き天を拝し四方神祇を拝し且仏前に向ひ先祖
の御恩を思ひ黙念し終て父母之御安否をうかゞひ夫々仕業申付
け見世の長たる者と商事相談之上金銀出入帳の合判いたし諸事
油断なく掛引可致候猶折々諸色入念吟味の上出入勘定可致候諸
用向の人来り候ハゞ懇ニ応対いたし尤聊かの買物衆ニても随分
丁寧ニ致さず候而は商事の冥理ニ不叶候間万事等閑ニ致す間敷
候且又親類近所は勿論町内其外心安き人の方に祝儀不祝儀之事
聞出し次第早速参るへく候 御用向は勿論御家中御用等の儀猶
予なく即刻参上可仕候総而用向儀理等遅れ候得は先方へ不敬に
相成用弁も宜しからず何れ参り候ものならば手間隙費す事ハ同
様ニ而速やかなる方宜敷候は一ツハ身之養生ニも相成候と古人
も言はれき右様に相勤め候共朝之内読書の間も可有之候たとへ
朝の内間合不宜候共終日の内には多分の余力も有るへければ徒
らに光陰を費さざる様常々心懸べく候別而二三月の頃より夏中
は商事少しは閑暇もあり其の砌心懸け不宜候へば酒興又は訳も
なき遊ひに耽けり終ニハ生涯をあやまつものに候此処能々相考
へ心をつくすへく候人倫之道万物之道理弁すれば品により不行
届の事も候乎（学問心懸けの條は記し置又考合）扱又遊芸も書画者
勿論謡舞茶の湯碁将棋の類者其好き友をえらみ翫は不苦候され
共一向に深入いたし候は甚不宜候終には志を失ふものなり扱て
夜は四ツ時限り寝可申候見世の長たる者に申付戸鎖ひ火の元別
而念入り吟味為致可申候折々は自身心を付け不意に見廻ハリ若

し其者等閑の事も候ハゞ内分ニ呼寄せ理害を申聞かせ以来の儀
急度相慎み候様可為致候

一 店卸帳は先規の通り正月七日迄ニ仕立可申候尤仕立様の儀はく
わしく其の前の年の帳面に有之候間篤と引合せ可申候猶又同月
廿日迄に諸帳面吟味いたし年中入方并ニ出方差引勘定是又先規
の通り委細に可致候年柄により無抛臨時入用多く其上不慮の損
失等ありて不足相立候共格別に心を痛めず只家内取締り無油断
商事相励み可申候（此儀くわしくは第 條人の金銀を預り置申間敷
之処ニ記し置候）若し又年中商事都合よろしく臨時入用も無之余
之過分有之候ハゞ一ツは非常の手当一ツは難儀なる人の助とも
いたし度事（尤此儀巨細第 條親類近所へ対し心得の処に記し置き候
考合可申事）総而不寄ものことあわれむ心なくてはおのづから
邪慳の心生し他人は勿論召使ひの者までも終ニハ疎ミ其上己の
欲する処万事相違いたすものに候也能々相考へ可申事

一 凡事あるに（総而祝儀仏事等ニて客来有之候）あたつては先づ前日
より其の大小に従ひ万事備へをなすべしとへ料理人膳碗家具
掛り誰れ其外働きのもの誰買物掛り誰所々へ使出し候者誰世間
より到来の物受納掛り誰れの類其外役々委しく取極め置き可申
候右様不致候得ば当日に混雑のみいたし毎物不都合ニて不行届
之事可有之候猶又火事は勿論其外非常の手当等迄平生無油断心
懸け可置候也

婦人心得の事

一 夫男子は天にかたどり女子は地になぞらへたるものなれば柔順
にして夫に随ふを婦人の第一とするなり先づ婦人の心懸けと申
は只能く家内をおさめ上下睦ましく深く貞節を守り仮初ニも悪
しきうわさなど受け不申様常々心懸け肝要なり猥りに宮寺へ参
り又は人寄の場所などへ夜分出あるき候事いたく慎むべし総而
婦人はおつとのために万事力を合せ夫の善行を助なし候事即婦
人のほまれに候たとへ己れ一分ニて何程の善事いたし候共夫を

押しつけ候而は婦人の道において甚た恥づべき事なり此道理を能く弁へて只ものに先だゞず事大小となく己れのまゝに専ら行ふ事不宜候若し夫不行届事もあらば己れをたて夫をいやしめ候ハゞ却而心得違ひ出来候て終には大なる禍の端ともなりべく候深く／＼つゝしみ夫のあやまちをため直し貞心を尽し可申事扱又朝には早く起き諸神を拝し仏前に向ひみづから燈明をさゞげ茶湯供物等迄も可成丈はみづからいたし心を志づめ先祖親の御恩を思ひ尚父母の御安否を伺ふべし衣類食物は婦人の司とる処なれば心をつけ費へなき様取計ふへきなり尤召遣ひの者を憐む事常々心掛けたとへ聊かの食事等の事も分ちあたへ何事によらず怒りの事を慎むへく候若し其者心得違ひにて申付を等閑にいたし候ハゞ随分柔和に理害申聞其恩にかんじさせ必怒り腹立つ事なかれ其上慎み不能候共格別の不法も無之候ハゞ一年限りいとま遣わし候までの事也或者実意ニも相勤め候ハゞ時々心懸け給金の外ニも夫々我か古着等遣わし其上行々相応之処を見立て縁付かせ遣し申度き事なりたとへ少々費等かゝり候共厭いなく幾人にて懇に世話いたし遣し可申候也

夫婦父母につかゆる事并淫祀一切致間敷事

孝行の事は孝経小学の類に聖人仰せ置れし事に候得共此処に尽しがたく候間略し右之二書は常々心懸けつら／＼誦而深くあじわへ意味の難有き事をかんじ婦人などには主人より折々懇に読聞かせ朝夕心得させ可申事先づ父母起給はゞ御目にかゝり其御心をやすんじ其御志しを樂しめ食事等并衣類其外何によらず好み給ふものを伺ひこしらへ差上へく候凡父母の仰せを請け候ては二度仰せられぬ内にいたし差上げ可申事尤仰せらるゝ処出来がたき事か又は其分限りあたわざる事候ハゞ随分己れの氣分を和らげ声を柔にして具に事の是非理害を申上げ父母の程能く御承知なされるを待て其事をあらためへく候若し父母あやまちあり其家に害ある事か又は世間ニ対し面目もなき事あらばたと

へ御氣分ニ障り候共無拋其不宜ぬ訳申上右様ニ而者私儀ハ猶更家の難儀に相成候儀と随分事を訳け己れ少しも腹立の気色なく声を柔和にして相談可致候也此処甚タ六つヶ敷候間能々勘弁いたし其時の親類うち又ハ近所なり共其父母の氣質に叶ひ候実意なる人を頼み取おさめ可申事なるべきだけは他人へ聞かせ申間敷候只己の孝敬二ツを以て父母の側になげきかなしみ平生親の心叶ひなばたとへ右様の時節にても取計ひ次第にて程能く御聞入れも可有候とかく平生の心かけ大切に候也

一 其身一寸外へ出候ハゞ行先を申上げ帰り候ハゞ早速御目にかゝり可申候若し父母御病氣ニてもあらば片時も御側を離れ間敷候尤無拋筋合にて御側を離れ候ハゞ其時の代りニも可成ものを頼み置心を付けさせ可申事猶医師方をたのみ無油断薬用可致候是は余事とことなり費等相懸り候ても其処を顧みず力を尽し可申事也

一 病人又は災難の時節神社仏閣へ祈祷をこひ或は神おろし等頼み是は何の祟り彼は何の祟り抔申儀有之候て祓ひよけのため所々高山深嶺へ祈願いたし又は種々の祈祷に格外の費を不厭事甚迷ひの至りに而不宜候訳は神仏之儀は靈妙にして正く直きものに候得共金銀を費し献しもの抔いたし候共猥りなる祈祷を受け給はさるものニ而却而淫祀の罪を蒙むるとも靈驗ある間敷候理なり神仏は只善行善心の人を守らせ給ふものに候得共誠を以て平日心に祈り道に背かぬ様心掛け候而病人又ハ災難之節祈願かけ候儀決而致す間敷候且病人の生死災難の至ると至らさるとは天命之定り有之事に候得共如何祈願かけ候共無益之事に候勿論善行之人にも決而災難無きと申す事も無之候得共たとへ災難を受け候而もおのづからまぬかるべし善行と申しを外ならず只孝弟忠信每物理に叶ふのみニ候也尤在来の出入修験抔相頼み候儀ハ通例の事ニ候ハゞ不苦候かへす／＼も神社仏閣へ祈祷相願候儀は勿論出入の外修験祈祷者等如何様の儀に而も一切相頼み申間敷候

小兒育方心得之事

一 子生れて三歳ニもなり候ハゞ仮初ニもあしき風俗を見せ間敷候五六歳にもなり候得は少しは見さかひも出来候間人をうやまひ又は給事辞儀等を見習はせ若し父母兄弟の申付を用ひず我儘の事もあらは厳しく志かり又は灸などいたす事養生にもなり宜く候若し父母心中腹立候節怒りを移し瑣細の事を平生訶かり候事甚た不宜候小兒たり共理を分けて訶り不申候而は行々慢るものに候且又小兒の病氣多きは過食より発るものにて折々心懸紫円之類少し宛相用ひ可申候猶又寝びえより起るもあり随分氣をつけ夜分寝びえ致さぬ様精々可心掛候七歳にもなり候ハゞ手習為致朝寝其外食事等不時に不相成様漸々可教候尤十露盤等も為習商人たるものゝ心得申聞かせ万事驕の氣不生様可心掛候十歳にも成候ハゞ朝起神仏を拝し所々はき掃除等の事習はせ父母は勿論尊長に随ひ給仕小間遣ひ等の儀習はせ人を尊びものを敬ふ事を懇に教へべく候尚可然師匠をえらみ手習読物等学ばすべく候女子とても右之心得にて仕付可申候尤女子は十二歳よりは外へ出さず只母之側に置き常々女の道を言聞かせ手習并縫はりの事習はすべし男子は別而ゆるかせに致すべからず師匠の方にて学ひ候読物手習時々父母の前ニ而読かき致させ試めし可申候幼少の時其親心を用ひ育て候へは終に天性の如き好き人ニも成るべく候父母威厳にして慈ある時は其子恐れて孝心を生るとかや若し父母愛におぼれ飲食又は遊び事等其好みにまかせいましむへきを却而奨励め訶かるへきを却而笑らひ其子に我儘をつのらせ十三四歳に至り三味線長唄の類一時若物交りを思ひ知らぬ顔にてひそかに取持習わせ其外不行跡の事なれ共却而世間の悪しき子供を引くらべ渠ハ深く咎むるに足らずなどゝ己私愛にまよひ漸く成人して遂に父母の命を用ひざる様に成行候へとも俄かに是れも不宜彼れもよろしからすとたま／＼意見を加ふれとも元来我儘の癖つきて愈放蕩になり其時に至り父母の怒りの儘厳し

く責め候得共剩さへ父母をうらみ益々自棄になつて遂ニハ悪風俗に陥り罪惡をいたし家の相続も出来ざる様に成行事畢竟生れ付悪しきにもあらされ共是全く其初め親の仕付不宜只訶重れは其の子の顔色をそこない涕泣を厭ひしよりかゝる大なるあやまちを引出し終に愛子を捨て候事間々有之能く／＼相考懼れ慎むへき也女子ハ十五歳ニもなれば他人の家へ嫁し付き候もの故別而氣随無之食事杯もきらい無き様平生仕付可申候まづ夫迄に縫はり水仕業洗たく等迄仕習はせ随分人に謙遜り候事をおしえ習ひべく候総べ而男子女子共に誠むへきは誠め誉むへきはほめ毎物通例之事は衣食其外何によらず躰に糾し遣し親子の間忌み隠す事なく和合致し候而父母の威嚴を不失様可致事也

兄弟心得之事并ニ別家心得之事

夫れ夫婦有て後父子あり父子有て後兄弟あり

一家の内此三ツの親みよりして後九族に至る人倫に於て重しとするなり必厚ふせずんばあるへからず其上兄弟は形を分ち氣をつらぬるの人なり幼時は父母の左右に居て何事も共ニし相互に親しみ厚事は自然の理なり然るを其壯に及んで各其妻を妻とし其子を子とす是れより兄弟の親み漸く薄く互に利を争ひ終に其子に至て道路の人を見るにひとしきものあり是れ天理に背むき人倫を毀ひ遂に大なる禍をいたす事不孝の第一なり取わけ婦人邪慳又は嫉妬ニ而每物手前勝手多きより兄弟の間も薄情になり甚しきは讎敵の如くにも至る事世上間々有之歎はしき事にあらずや懼れ慎むへし此処深く味ひて平生の心懸け万事力を合せ志を助け婦人は猶更儀の重き事を弁へ聊も私しの情なく思ひやりを厚せば必和合致すへき事なり

一別家の儀は二三軒位は立て置申度事尤本家伝来の株敷を減し別家致し候儀決而致間敷候一つは先祖への不孝ニもなり又は子孫の為め不宜候若し其代ニ当り先祖よりの株敷ニも不拘相應に身袋も増長いたし候ハゞ其余分を以て別家可致候事然共二三軒の

外は好ましからぬ事ニ候元來別家の儀は外親類と事かわり数代の後たとへ血縁無之候ても本末の縁有之候而他人同様無構に相成候儀無之ものニ候然を別家多きニ相成候得者其内ニハ渡世もいたし兼候者有之自然と本家ニても世話等行届かず疎遠ニ相成心得違ひの族も出来候節は本家をうらみ終に争論等も出来却而本家の迷惑に及び候ものに候若し無扨二三軒の外別家も致し度候ハゝ暖簾内同様手軽るに立候なら格別の害ニも相成間敷候左候得共若し渡世いたし兼候者有之候共其時ニハ其別家をたゞみ候儀決而厭ふべからざる事大概世間の別家を見るに数代相立血縁遠に成候得は恰も他人同様ニ而却而其時節新規に別家いたし候者のみ取はやし相親しみ候儀間々有之候是儀甚心得違ひニ而折角先祖の立置れし深意を破り無益のものに致す事元より理なき事なり万一本家血縁切れ候時節別家の中より可然小児を見立引取養育いたし家名相続為致永く先祖の血縁不切様第一の事なり依之縁遠に不相成様双方心掛け夫々小児見合縁組いたすへし（此義ハ聖人の道ニ於てハ如何ニ候得共我御国古來よりの風儀に有之候間心不苦候）万事一家同様に相心得互ニ助け合睦ましく相談いたすべしたとへ其時の主人若互ニ氣象ことなり候共先祖別家なされ候深意厚く相考へ別家は誠実を以て本家に随ひ本家は厚情を以て別家を親み相互に隔てなく平生疎遠に不相成様可心懸候間柄悪しく相成候儀只聊の儀より事起るものなり慎しむべし本家方内外取計ひ向の儀折々別家主人と相談致し正月店卸帳之儀も先規之通り仕立て候上ニて別家并ニ暖簾内之者呼寄せ先例之通り押合算入等致すへき事柄別家よりも平生本家へ何によらず相談可致候家業の事も本家より万事心をつけ行々おとろへ無之様取持遣し可申事万一本家災難ニて多分の損失有之候時節は本家力を尽し仕法をつけ両三年之内敵敷儉約為致不遠元の姿にいたし遣わし可申候若別家心得違ニて奢り又は不行届儀等有之候ハゝ呼寄せ候而程能く教訓を加へ可申候此儀も甚心得ある事ニて致方懇ニも無之候得者却而本家をうらみ候ものニ候間能々相

考本末の親みを不失様精々心をつけ可申事本家主人若し不行跡之儀も有之候ハ、是又右之心得にていさめ可申候委しくは先祖遺命の処に記し置申候且又別家取立仕法の儀左に記置く

一 凡四間間口或ハ四間半若し在方へ別家ニ而百姓ニも相成候ハ、家立四間六間の格好何れも土蔵一ツ尤普請之儀も随分華美に無之様只末々修復之致しよき様仕立可申候諸道具等の儀も一通り不自由無之様心付け諸事質朴にいたし可申事商事元手金并ニ在方へ別家ニて田地高目附属等の儀ハ其員数此処に略し置き店卸帳に委細相記し置申候尤田地附候儀本家伝来の株數高分いたし候儀決而致間敷候只其時の様子次第ニて相応の田地手に入候時の事ニ候尤別家の内壹家は百姓ニも致度事此儀數年前広より心懸けず候而者出来申間敷事也総而暮らし方之儀ハ質素第一に心得諸贈答等の儀者相応身袋向調候迄者諸親類へ断置き一切致間敷候世間心得違ひに而別家致し候得者直様本家同様肩を並へ万事本家に不劣様取立て候儀有之候得共夫は果して始終繁昌無之終にハおとろへ元手金も失ひ候ものニ候何則世間掛りもの其外儀理等又は徳役わり何によらず大概古株相応の者とひとしく本家ニも格別階級無之様に成り候もの故たとへ元手金多分に分け候迎新株之事なれば元来計り限之ものニ候得者中々暮し方ニ追立てられ如何程心配いたし候共身袋向追々減少いたし其上其身の心遣ひ計り多く成候而本家の事にも心を用ゆるに暇あらず終に疎遠に相成其上自然と本家に而も相談等かけ候儀も無之却而他人より心意隔たり双方申分出来仲あしく相成り終ニハ仇がたきのよふに成行断絶いたし本家も是より身袋向の破れに相成候事間々有之候全く其別家の致方不行届より起るなり故ニ取付身袋之儀は前文ニも申如く初を質素にして万事謙遜片時も無怠相励み候ハ、平生安心に暮し追々繁昌致し終ニ身袋向も調ひ其上手広ニも相成候様致度候

暖簾内心得の事

一 暖簾内ハ多く成候事不苦敷候先つ店の者首尾能く勤め終り候而
店持に相成候節ハ先規格合を以而商事元手金相渡し初者借家に
いたし置両三年之内商売の様子も相分り次第相応の場所を見立
家屋敷買わせ可申候此儀は別而質素に致し何ヶ不自由勝二而両
三年の内ハ本家へ通ひ朝夕の食事等も其者勝手にまかせ為致可
申候尤両三年の内は毎物相談致し取計へく候総而店持ちに成候
者直二妻を嫁り万事諸道具等迄備へ足り候儀は甚不宜却而末の
繁昌無之ものに候商売向取極まり候上に而妻を見立嫁り可申候
本家に而も万事懇に取持遣わし永く本家の恩を感じ実意を以而
本家の為にも相成候ハ、別而心を付け渡世安堵致し候様追々相
談致し遣わすべく候何れの人に而も其者渡世難儀に而借財等出
来候得ば自然と野心生じ双方共遠ざかり候もの二候折角店持ち
に取立候而も本家の為にも不相成候間相弁へ取付身袋之儀心を
つけ渡世励組み候様懇に相談可致候勿論精々取持候に而其者不
心得ニも有之候ハ、たとへ不立行候共是非もなき事也

一 若本家相続く幼年之事も有之候ハ、別家親類相談の上暖簾内ニ
而実意なるものを見立取計人相定め可申候其時にハ品により暫
之内ハ其者身袋をた、み妻并に子供迄本家へ引越候儀も可有之
候乍併其節の趣により取計人家内限り引越候而却而混雜に相成
本家治まり兼候儀も可有之ものニ付取計人のみ引越家内へ八年
中雜費丈け相贈り為暮候共是等の処は其時の後見并外一統熟評
の上其時宜に随ひ可申候尤本家店卸帳立会相改受渡可申候勿論
取計中万事後見の者本家後室并見世の長たる者迄逐一相談かけ
僞略無之様可致候右様の時節ハ家の存亡ニも拘り候儀ニ而容易
ならさる事ニ候間毎物内端にいたし商用も取縮め只家内取縮り
質素第一に相慎み可申候且其砌店番頭の者年齢もたけ性質も貞
実にて取縮り宜敷もの有之候ハ、暖簾内より引越取計ひニも及
間敷候只別家後見の者と代る、見廻り諸帳面合判等致し可申
候右様之時節俄かに立入候而ハ諸事取計向訳かり兼候儀ニ付先
規の通り毎月代り一人ツ、本家へ出勤致し諸帳面合判諸事相談

可致候此儀先規を不類毎月無怠相勤め可申候尤前書取計人暖簾内より引越候節ハ其者金銀家財等迄悉く相改め本家へ預り置き其後主人成長の上計ひ人引退き候節猶又相改め無相違相渡し右取計ひ中年数に随ひ或は他所へ別宅致し候共不苦候殊により遠方なれば疎遠になり候もの故無疎遠様可心懸候尤毎月定式の通り本家へ立入相談致し候儀者遠方に不拘無怠様可致候左候得者言寄別家も同様之儀に候也

衣食住心得の事

一 衣服は不何寄時の流行を用ゆる事甚不宜候元来流行のものを好み又は分限不相応の衣類等着用いたす事は心さ志いやしき事に候其身ニ而は相応立派の様に心得候而も心ある人に見らるれば甚タはづかしき事に候堅く慎み可申候尤平服は絹紬の類一切無用の事下着胴着の類品によりつぐり合の物に而用ひ候は不苦敷候是も小児又は壮年之内不好事に候五十前後ニ成候ハゞ可然候総而晴着類の事も分限相応ニいたし人並より内端にいたし候様常々心掛可申候

一 食類は美食を好み候事不宜候如何程味ひよろしき物に候而も平生食し候而は終ニ其味よろしきと云ふ事不知ものニ候其上美食をたびかさね候得ば自然と其身惰慢ニ而何事も仕業懶く成其つまりは食物腹中に和し兼ね病の種とも成へく候平日は蛋泊のものを好み時あつて相応の魚物等相もふけ家内上下となく一同食し可申候尤客来の節はみくるしく無之様料理可致候是も格別も好みノ事は不宜候

一 惣家立替は勿論格別目立候普請決而致間敷候類焼等ニ而立替者無抛儀に候得共是も其時の主人好事に而華美の家作等致間敷候たとへ其入用の儀ハともあれ庶人の分限に而格別に金銀を費し目立候普請などいたし候事第一冥理に不叶且は御上様に恐れあり其上天の咎を受け不慮の禍ひ来るものに候恐れ慎むへし只先規の通り間口奥行等相守りたとへ其時の便利に不宜候共もの

すき等の儀決而致間敷候修復の儀八年々心をつけ大破に不及様可致候并土蔵物置同様の事

酒色ニ耽り身を亡す事

并三味線長唄の類其身の禍になる事

一酒の事ハ古昔賢人の作り初め給ひしものニ而聖人も一向ニハ禁し不給其人により分量ニ応じ用ゆれば能く精神をほがらかにし食物と和し人の歎ひを合交りを厚くし其益不少候然るを狂薬となす事おしむべき事也たとへ分量を不過様心掛け候而も酒の事は他のものと異なり饗宴などの節如何程辞退致し候而も人のゆるし無之遮り辞退いたし候得者不興にも相成り終二分量を過し其不養生ニもなり候事間々有之又は性質正しく平生温勤之人も風と酒興より心みだれあしき友だちとも交り終ニハ世間を不恥人の異見をも不用様成行道理をわすれ家業を失ひ身も家も亡し候事古より今ニ至る迄其数挙げて数ふへからず恐れ慎み可申事全く右様之事を考へ候得ばたとへ嗜しみ候共不凶して差支も無之もの故一向に禁じ候方安心の義に候深く考へ思ふべし尤年齢五十二も近づき候ハゞ養生のため用ひ候方よろしかるべく候

一色欲に耽り淫遊を好み志しを鑠し其の身をわすれ終に家を亡し候事古来より多く有之甚あしきといふ事皆知る処なり元来色欲之事は人情のなくんばあるへからざる事なれ共只己の心を引締め礼儀の重き事を心中にがてんして慎み候得者たとへ年若の者たり共大なる過ちある間敷候畢竟色情の起り候は平生心掛け不宜聖人之道に志浅くして閑暇にのみ暮らし心の締り緩まり候故の事なりたとへ聖人の教を能く心得候者とても木石にも無之候得者決而心を動さぬと云ふ事甚難き事に候心に義と恥とを弁へ居候得者元より妄慮もなく何の苦勞にもならぬ事なり然共人の気分移り易きものなれば酒の上に而心を乱し又は三味線長唄淫声の類心を鑠し候儀も有之候得者深く慎むへし平生家業之事は勿論風雅の道など心掛け罅隙なくして只悪き友に慣れ近ツかざ

る様心を可付候三味線長唄の類は元來人の心を鑠し候事のみ趣意と致し其文句など迄只淫奔の事斗り企み元より淫声甚しきものに候得は仮初に好み候ても遂には身の仇とも成行かん恐るへき事なれば翫遊び候は勿論其音声聞候事も程能くさけ度事に候猶家内ニ而は一切停止致し度事

博奕賭の諸勝負決而致間敷事

一博奕之儀は御上様より別而度々御停止の旨被仰出も有之茲に略す堅慎可申候

学問心得の事

一学問と申は古昔聖人の天下を治め家を整へ身を脩め心を正くし意を誠にし物に就て其理を極るにありされば天子より庶人に至る迄唯其日用事物之間孝弟忠信礼義廉恥の外他事無し此意能々相考只己の為めにするこそ誠の学問にて候年若の内に徳ある人に手寄教を受け先づ小学四書を学び其意味の略々を弁へ自ら物の道理を覚り生涯其益ある事筆紙に尽し難く候其折々には和漢歴史諸子の類又は詩文章の事など心掛ケ度候されど其事に好着し家業に疎く候而は如何程博覧を勤め候共唯文字芸者にならん事は好ざる事に候間々世上学問を勤むる者を見るに経書を勉むるを不好例へ読候而も詩文などの助にも致候心得にて其熟字等の穿鑿のみに心を勞し或は小説詩話筆硯墨紙の好事に耽り己の驕りも不弁多分の費を致し世上の禺なる人に誇り或其流俗に交り世の家業を実体に勤る者を見而俗流となし嘲り賤しみ己か身は却而聖經の深意を不弁日用事物の間に齟齬いたし終には其身放蕩の行をなし家業を忘れ剩へ他人は勿論親類にも疎まれ広大なる聖人の御名を穢かし候事誠に其罪不少能此意を弁へ家業を大切に心得其余力を以て詩文など学びよき友達を撰み風雅の郷に遊び楽み度事尤も是は他の芸と異り誠に男子肝要の事にて後來迄の誉ともなるべければ厚く心懸け勉むべし尤壯年の内心懸

けざれば老年に至り徒に悔ひ候ても不及事に候総へて世間を見るに必ず老て長き日を暮らし兼ね朝夕無用の世話のみに屈托し童幼婢僕にも厭れ又は風と心得違ひ忤致し候事共も俛有之見苦敷ものに候前文之処能く相弁へ返す／＼も幼年の時より心懸可申事

(続)